

Q：公益社団法人申請は、流れや仕事量が読めます。多少大変でも、一時的だから我慢できますが、公益社団法人を維持続ける、事務書類・人的コスト・メンバーへの負担・単年度の弊害は、想像できないので不安がある。（山梨・富士五湖 JC）

A：変更申請を行うかどうかで負担の大きさが変わると考えます。日本JCと同じ申請方式がその都道府県で認められれば、変更申請の手間は大きく減少します。

例：変更申請なし 事業計画書と事業報告書の提出と監査

変更申請あり 上記に加えて、事業が変わる毎に変更申請。

Q：経理的基礎を満足するために事務局員の設置は必ず必要なのか

現在は毎年総務委員長が事務局長兼務で行っているなのでその年の総務委員長の手腕により変わってしまう可能性がある。もちろん監事が監査をしているので会計に関しては大丈夫と思うが書類の管理や保管状況は毎年変わるので不安（群馬・渋川 JC）

A：都道府県により対応に差があるようですが、事務局員が求められるのは、「経理的基礎」の部分よりも「常時の連絡先」を求める傾向が強いようです。例えば、「事務委託」を商工会等に行うのであっても、都道府県によっては認めるところも多いようです。

書類の管理や保管状況については、公益申請に関係なく、統一ルールを設けたほうが、継続事業その他の事業を行う際の利便性が向上すると思われるので、この機会に見直してみてもいいのではないでしょうか。

尚、監事についても、制度上会計経験等の制限がありますので、ご留意下さい。

Q：事務局経費の中の公益で認められる割合。

A：別表Fの頒布割合のことをお尋ねになっているかと思いますが、これは各LOMにより大きく違うので一概には言えません。公益事業比率によることとなります。公益法人 information に掲載されている「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」I-7<公益目的事業費率>が参考になるかと思いますが、少なくとも、認定等委員会を説得できる数字である必要があります。

Q：理事会において定款変更の内容(中身)を議論する必要があるか。

総会において定款変更の議案を上程するに当たり定款を変更する事を認めてもらうための議案なのか？定款の内容まで確認が必要なのか？

LOMの中で理事会等において定款の議論意見をもらっても、県の学事法制課の判断で(意見ももらう中で)定款変更が行われていくため、理事会での意見が必要なのか？（群馬・高崎 JC）

A：定款の変更は、各LOMの現行定款の規定に基づいて行う必要がありますので、現行の定款を確認してみてください。

都道府県との協議の中で定款の内容が変更されていくことはやむをえない部分がありますが、あくまでも定款は各法人が自主的に作成するものですので、各LOMの現行

定款に基づく慎重な議論が前提として必要です。その議論を理事会で行うのか、総会で行うのか、担当委員会で行うのかの判断は、各法人にゆだねられています。

ただ、定款変更自体は社員総会の議決が必須となりますので、「定款を変更することを認める」という社員総会の決議は無効であると考えられます。

Q：（社）日本青年会議所が公益社団法人格を取得した際、日本青年会議所に対して本会計より予算計上している金額は何%程、公益事業としてカウントされるのでしょうか？（神奈川・茅ヶ崎 JC）

日本 JC、地区、ブロックの負担金が総事業費用の 10%弱を占めている。負担金の扱いを公益目的事業費とならないかどうか？検討して欲しい。（埼玉・越谷 JC）

A：内閣府は日本 JC の会費規定によって、負担金の 50% を公益目的事業費に組み入れることを認める見解をもっていますが、最終判断は都道府県の認定等委員会が行うので、各都道府県にご相談下さい。

Q：シニア会の基金の処理をどうするか、会計上は青年会議所特別基金として計上しているが実態はシニアの基金で、取り崩すにもシニアの許可が必要です。シニア会に返金し会計から外す予定ですが、その処理でよいかどうか不明です。（神奈川・秦野 JC）

A：LOM の定款を拝見しないと確とは申し上げられませんが、通常多くの特例民法法人の定款には「払い戻し禁止規定」が入っているはずですが。この規定があるかぎり、払い戻しはできませんので、他の処理方法を検討下さい。

Q：栃木県は、一般社団法人の取得を勧めているが、他の都道府県もそのような対応なのだろうか？（栃木・宇都宮 JC）

A：役人の性（さが）で、自分たちが監督しなければならない「公益法人」より監督義務のない（少ない）「一般法人」を勧めると思いますが、自分たちでどういった形態が自分たちの LOM の設立趣旨や活動目的に合致するのかを検討して、慎重に判断してください。

Q：事業年度は通常だと 8 月第 2 回定時総会にて次年度理事長・監事・理事まで選出し翌年に向けて半年の準備期間（予定者段階での理事会）がありますが、新公益法人制度では第 1 回定時総会にて理事長他が決定します。1 月には新年式典など実施する例会・事業がありますが、これは理事会を開催できないため前年度の理事長が開催するという発想に変えるのでしょうか？（栃木・栃木 JC）

A：通常総会後事業開始前に正式な「理事会」を開催し、理事長を選任することも可能です。また、理事選挙についても「予選」は禁止されておりませんので、従来どおり準備活動を行うことも可能です。ただし、「理事予定者の会議体」に議決権はありませんので、次年度の事業計画などは当該年度の理事会の決議を経る必要があります。

Q：公益社団法人格取得にあたって迷うのは、「どのような例会や事業が公益目的事業」で「どのような例会や事業が公益目的事業ではないか」だと思います。そこで、他のLOMにおいて移行認定に費やした日数について、最短でどのくらい、最長でどのくらいかかったかを教えて頂ければと思います。また、既に公益社団法人格を取得したLOMにヒアリングして頂き、各都道府県の公益認定の担当者とのどのくらいの頻度で何回程度協議を重ねたかまで教えて頂けるとよいかと思います。（千葉・柏JC）

A：初期の申請は、青年会議所も都道府県担当者も双方初めて行ったものであり、残念ながら今後の参考にはなりませんので、ヒアリングの予定もありません。

尚、最長で1年7ヶ月、最短で2ヶ月が過去の傾向です。

Q：申請に関してではないですが、公益社団法人格を既に取得されたLOM等の定款など、閲覧(情報提供)していただく事は可能でしょうか？

かつてな考えですが、取得済みの例として参考にできればと・・・(千葉・茂原JC)

A：定款については日本JCの当委員会のHPに掲載しておりますので、いつでもご覧いただくことができます。ただし、初期の申請のため、都道府県担当者も統一見解がもてていないせいか、それぞれ癖が強いものとなっているため、参考にするにはあまりふさわしくないかもしれません。

Q：公益社団法人取得の情報提供。（例 どのLOMが公益社団法人取得した。群馬・藤岡JC）

A：公益 information のHPで確認することができます。ちなみに、平成22年7月10日現在7LOMです。

Q：定款や庶務規定、議案書などはLOMにもよって、違いはあるかとは思いますが、一定の基本、参考となるように、雛形をオープンにしていただけると助かります。

A：日本JCの当委員会のHPに定款は掲載しております。

Q：また、各県・各ブロック毎に認定条件や申請箇所が若干異なりますので、相談窓口等を開設し、より具体的な、より地域にあった、サポート体制を構築し、ブロック全体での効率を図って頂き、テクニック面はもちろんの事、スムーズな移行へ向けての体製造りを強化して頂ければと思います。

A：都道府県ごとの個別対応については、各ブロックの公益関係を担当する委員会の中で議論を深めていただけたらと思います。日本JCで各都道府県に対応したサポート体制をとることは、残念ながら物理的に不可能です。

初めてのことで不安も大きいかと思いますが、勇気を持って一步を踏み出し、率先して都道府県と協議を行い、友好LOMへ情報発信していただきたく思います。

Q：全てのLOMが24時間365日、この問題に直視しているわけではありません。必

要な時に必要な情報が取り出せる等、検索機能の充実したホームページ等での窓口を開設するなど、可能・不可能はありますが、検討してみてもいいでしょうか？

A: 必要な情報は公益 information や日本 J C の当委員会の HP に随時掲載されています。残念ながら公益 information は検索機能の充実した HP ではありませんが、掲載されている情報から申請書を作成することができるようになっています。

まずは当委員会の HP からダウンロードできる資料及び公益 information の「申請の手引き移行認定編」と「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」を読み込んでください。都道府県に最初に相談に行くために必要な書類を作成する情報はすべてそろっています。そして、勇気を持って都道府県の担当者とファーストコンタクトをとっていただけたらと思います。

また、24時間365日直視していただく必要はありませんが、何もしないでいると解散させられてしまうという危機感だけは持っていていただきたく思います。

Q: 会計基準等の講師派遣もありがたいです。

A: 行っておりますので、HP よりお問合せください。

Q: 各 L O M が現在、継続事業や市・県等の地域からの宛職などが増えて、一人ひとりの役割、分量が増大になってきております。様々な活動をより、実のある活動にするにも、人員や時間の捻出が難しい状況となっている現状、このようなアンケートも労力の増加（様々な団体から1週間に約4つはアンケート等のヒアリングがあります）に繋がっております。各 L O M が同じような課題に対し、同じような疑問を抱き、問題を抱える現状、事業仕分けではありませんが、問題を整理し、無駄を省き、その情報を共有する事も、必要な事かと考えます。また、青年会議所のデメリットである、単年度体制を払拭するためにも、委員会の皆様には、情報の継承・共有を心がけて頂き、次年度以降も振り出しへ戻すのではなく、2013年までの長期の P D C A を心がけて、より効果のある効率性を求めて頂きたいと思います。（千葉・佐倉 J C）

A: 必要な情報は公益 information や日本 J C の当委員会の HP に随時掲載されています。大変失礼ながら、文面から「他人事」「他人任せ」のような雰囲気を感じられ、非常に残念です。J C は通常の全国組織と異なり、各 L O M で事業内容がまったくといっていいほど違います。通常の全国組織であれば、同じ雛形で名称を変更する程度で手続が進められるかもしれませんが、そのような画一的な対応をすることができません。それにまして都道府県ごとで対応が異なる現状があります。同じ疑問に対しての回答が異なることすらあります。つまり、いくらお待ちいただいても都合の良い定型書式等が完成することはありえないのです。日本 J C は支援体制に全力を挙げて取り組んでおり、情報の継承にも力をいれておりますが、L O M の公益法人各取得の主体は各 L O M です。初めてなのはみな同じです。先駆けの気概をもって前向きに取り組んでいただきたく思います。またこのような事情から、白紙の状態でご相談いただいても対応することが難しいこともご理解ください。

Q：公益社団を取得したLOMの情報だけでなく、一般社団を取得したLOMの情報があれば発信していただきたい。(千葉・市川JC)

A：現在のところありません。

Q：必要となる書類・手続きなどの一覧・ガイドラインを示して欲しい。LOMごとに情報収集を行うのはロスが大きいと思う。(千葉・八日市場JC)

A：必要となる情報・手続きなどの一覧・ガイドラインは公益 information や日本JCの当委員会のHPに掲載されています。資料をダウンロードし、ご確認ください。

Q：公益社団法人を取得する為に必要な定款変更箇所などの情報提供。(神奈川・津久井JC)

A：新公益社団法人制度に対応するためには、箇所というよりも全体を見直す必要があります。公益 information や日本JCの当委員会のHPに掲載されている資料をダウンロードし、ご確認ください。

Q：昨年度は、理事会などで公式に議論は実施しておりませんが、公益社団法人とは？という内容で、講師をお呼びして認識、知識を深める例会を実施しております。そのような状況下ではありますが、日本JCの動向を見据えながら、公益社団法人取得に向けて気になるのは、スケジュールとして間に合うのかどうか？や、取得に向けてかかるパワーがどれくらい必要なのか？等です。従いまして情報を簡単に分かるものがあるととても助かります。(埼玉・加須JC)

A：LOMの現状により大きく違いますので、「やってみなければ」分かりません。公益社団法人を取得するにしても、一般社団法人に移行するにしても、どちらの道を選んでも定款変更と会計基準の見直しは必要です。すでに「考えるとき」から「動くとき」に移っています。必要なことにまず手をつけてみてはいかがでしょうか。

Q：定款変更案の雛形（一般用、公益用共に）があればうれしい。(データでワード等)

A：定款については日本JCの当委員会のHPに掲載しておりますので、いつでもご覧いただくことができます。ただし、初期の申請のため、都道府県担当者も統一見解がもてていないせいか、それぞれ癖が強いものとなっているため、参考にするにはあまりふさわしくないかもしれません。

Q：手続き上の必要書類の雛形一式（一般用、公益用）を用意してほしい。(茨城・龍ヶ崎JC)

A：必要となる情報・手続きなどの一覧・ガイドラインは公益 information や日本JCの当委員会のHPに掲載されています。資料をダウンロードし、ご確認ください。

Q：できれば各種登録料の見直しを今後考慮、検討して欲しい。（茨城・境 JC）

A：徴収方法などの見直しや公益目的事業費計上化を検討しています。

Q：2013年までに公益社団法人を取得すべきであるという指導ではなく、一般社団法人を含めて申請準備をしないと“解散”になることを指導すべきである。（栃木・宇都宮 JC）

A：すでに指導を進めております。

Q：公益社団法人・一般社団法人それぞれへの移行について、参考資料をHPからダウンロードできるようにしてほしい。（栃木・黒磯那須 JC）

A：必要となる情報・手続などの一覧・ガイドラインは公益 information や日本 J C の当委員会のHPに掲載されています。資料をダウンロードし、ご確認ください。

Q：現在修得した5つのロムの定款のデータを参考にしたいのでいただきたい。県によって公益相談窓口の温度差があると思います。県（申請先）でのアドバイスをいただきたい。（栃木・栃木 JC）

A：取得7 L O M の定款については日本 J C の当委員会のHPに掲載しておりますが、参考にするにはあまりふさわしくないと思います。（それぞれに癖があります。）

申請先では、相手より多くの情報と知識と資料をもって説得してください。事業については、パンフレットや市報、新聞の切り抜きなどがあればより公益性の説得力を持たせることができます。都道府県に対し、L O M をアピールするつもりで臨んでいただけたらと思います。